

令和7年4月1日から

産後ケア事業の申請・ご利用方法が一部変更になります

～「通知書（市からのお手紙）」を大切に保管してください～



初めて利用されるとき

①施設に利用予約する

下記QRを参考に、施設と種別（訪問型・日帰り型・宿泊型）を決めて、直接施設へ予約してください。



市ホームページ
「委託先一覧表」

②いなべ市に利用申請する

下記QRから申請してください。後日、右の写真と同じお手紙が郵便で届きます。ご予約日に持参してください。



市ホームページ
「初回申請フォーム」

▼「いなべ市産後ケア事業利用承認通知書」▼

様式第2号（第5条、第6条関係）

いなべ市産後ケア事業利用承認通知書

令和 年 月 日

いなべ市長 日持 謙 郎

令和 年 月 日付の申請による産後ケア事業の利用（施設・継続）について、次のとおり承認したので通知します。

| | |
|----------|--|
| 利用期間 | 令和 年 月 日～令和 年 月 日 |
| 利用内容 | ・産後のケア（お母さんの体調の相談等） ・赤ちゃんのケア ・育児に関する相談 |
| 自己負担金の種別 | ・居宅訪問型 1回あたり3,200円 ・通所型 1回あたり2,400円 ・宿泊型 1日あたり3,000円（1泊2日の場合は6,000円） ※居宅訪問型、通所型は1回無料で利用可能 |
| その他 | |

※産後ケア利用の際には利用回数等の確認のため、必ずこの通知書を持参するようお願いいたします

| | | | | | | | |
|---------|----|----|----|----|----|----|----|
| 承認機関記入欄 | | | | | | | |
| 利用回数 | 1回 | 2回 | 3回 | 4回 | 5回 | 6回 | 7回 |
| 利用内容 | | | | | | | |
| 利用機関 | | | | | | | |

利用内容は①居宅訪問型、②通所型、③宿泊型の番号を記入してください

最大7回使えるよ。
1歳のお誕生日まで
大切に保管してね！



2回目以降に利用されるとき

①施設に利用予約する

初回と同様に、直接施設へ予約してください。

②いなべ市に利用申請する

予約日より前に、毎回申請してください。初回に届いたお手紙をご予約日に持参してください。

※後日、下記の市ホームページに「2回目以降の利用申請フォーム」を掲載します。



市ホームページ
「産後ケア事業のご案内」

※ご利用は「いなべ市産後ケア事業利用承認通知書」がお手元に届いてからになります。

早々の利用を希望される場合はお問い合わせください。 お問い合わせ いなべ市母子保健課 ☎0594-86-7770